

自動車車庫等の確認申請について

岡山県建築住宅センター株式会社

2026 年 9 月時点



※申請案件ごとの計画内容により個別に修正事項や確認事項が生じる場合がございますので、予めご了承下さい。

1.申請パターン

①	②	③	④
(車庫) 単独新築	(住宅) 既存 (車庫) 増築	(住宅) 新築 (車庫) 新築 ※車庫追加による 計画変更も同様	新築 インナーガレージ
確認申請書第四面～第六面 (各申請建築物ごと) の要否 (○: 必要、×: 不要) ※延べ面積が 10 ㎡以内のものを除く。			
(車庫) ○	(住宅) × (車庫) ○	(住宅) ○ (車庫) ○	(住宅) ○ (車庫) × ※第五面 7-イ.ロで用途別 区分、面積の記入が必要。

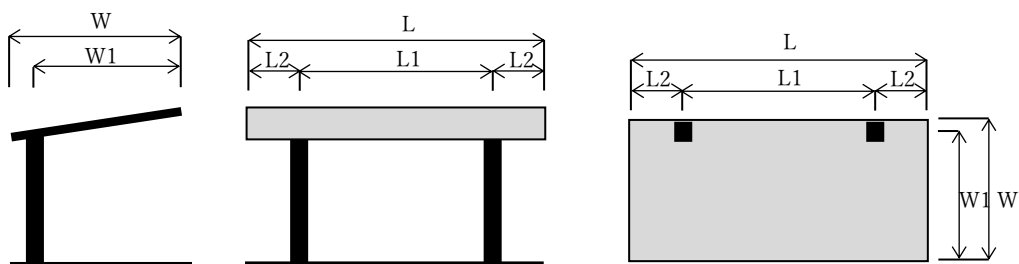
- 敷地内の主たる建築物が「非住宅」の場合も同様のため参考にしてください。
- 自転車駐車場や倉庫なども同様のため参考にしてください。

2.よくある質問

※①②③④：申請パターンを示す。

建築面積・床面積の算定について教えてください。

■片持ち型



●建築面積

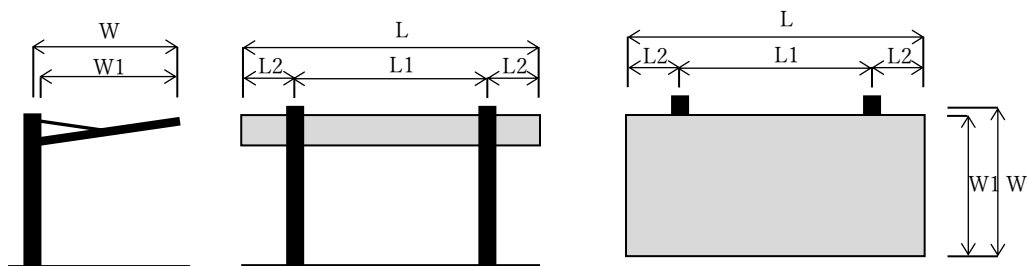
イ、 $L_2 \geq 1.0\text{m} \cdots (W_1 - 1.0) \times (L - 1.0 - 1.0)$

ロ、 $L_2 < 1.0\text{m} \cdots (W_1 - 1.0) \times L_1$

※高い開放性を有する場合（平5 建告第1437号） $\cdots (\underline{W} - 1.0 - 1.0) \times (\underline{L} - 1.0 - 1.0)$

●床面積

$W_1 \times L$ （車庫として利用できる部分の屋根の水平投影面積）



●建築面積

イ、 $L_2 \geq 1.0\text{m} \cdots (W_1 - 1.0) \times (L - 1.0 - 1.0)$

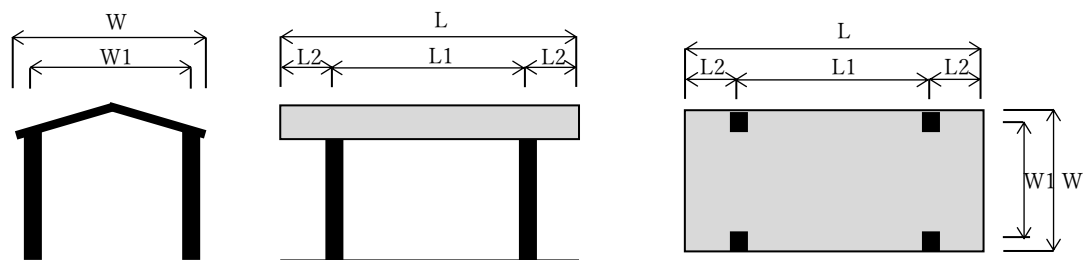
ロ、 $L_2 < 1.0\text{m} \cdots (W_1 - 1.0) \times L_1$

※高い開放性を有する場合（平5 建告第1437号） $\cdots (\underline{W_1} - 1.0 - 1.0) \times (\underline{L} - 1.0 - 1.0)$

●床面積

$W_1 \times L$ （車庫として利用できる部分の屋根の水平投影面積）

■門型



●建築面積

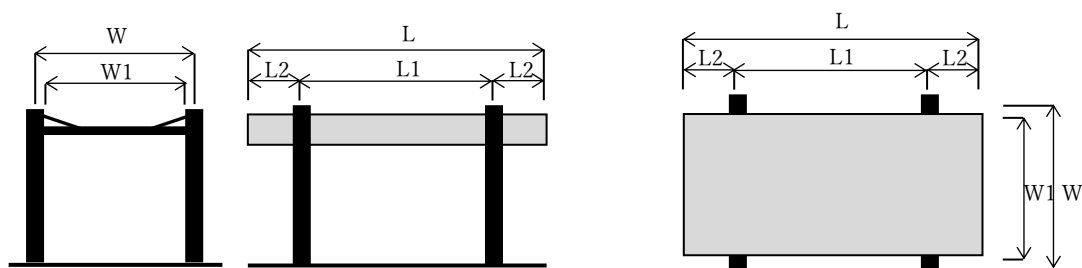
イ、 $L_2 \geq 1.0\text{m} \cdots W_1 \times (L - 1.0 - 1.0)$

ロ、 $L_2 < 1.0\text{m} \cdots W_1 \times L_1$

※高い開放性を有する場合（平5 建告第 1437 号）… $(\underline{W}-1.0-1.0) \times (\underline{L}-1.0-1.0)$

●床面積

$W1 \times L$ （車庫として利用できる部分の屋根の水平投影面積）



●建築面積

イ、 $L2 \geq 1.0\text{m}$ … $W1 \times (L - 1.0 - 1.0)$

ロ、 $L2 < 1.0\text{m}$ … $W1 \times L1$

※高い開放性を有する場合（平5 建告第 1437 号）… $(\underline{W1}-1.0-1.0) \times (\underline{L}-1.0-1.0)$

●床面積

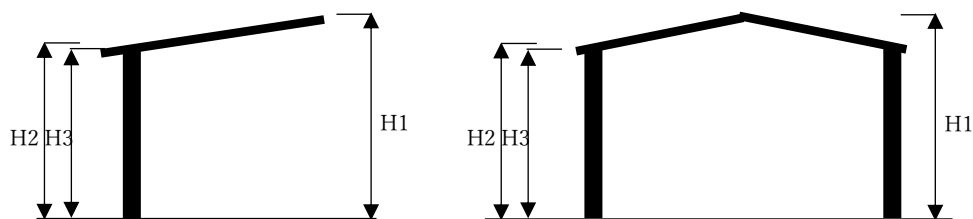
$W1 \times L$ （車庫として利用できる部分の屋根の水平投影面積）

※建築面積の算定について、床面積の算定と同様に屋根の水平投影面積で算定するものや、片持ち型において長手方向または短手方向どちらか一方のみ屋根の端から 1.0m 後退した線で算定するものについて不可とするものではありません。

【参考：（岡山市の場合）岡山市建築基準法取扱基準】

カーポートの高さの算定位置について教えてください。

H1：最高の高さ H2：最高の軒高 （H3：水下屋根先高さ）



申請図書として用いるカーポートの図面はメーカーの図面データを使用してもよいですか。
新たに図面を描く必要がありますか。

メーカーの図面を使用して頂いて構いません。

※確認申請書第二面 3 に記入した設計者の建築士番号および氏名の記載が必要です。

カーポートの申請に必要な図面や、明示すべき事項等を教えてください。

- ①カーポートの図面
- ②カーポートの図面＋既存住宅の確認済証・検査済証の写し、建築計画概要書の写し＋既存住宅の図面（各階平面図・立面図・求積図　＊建築当時より変更がある場合は必須＊）
※確認済証・検査済証のない場合は、「確認済証または検査済証ない場合における増築等の取り扱い」をご確認ください。【弊社ホームページ「よくある質問」】
- ③カーポートの図面＋住宅の申請図書一式
- ④住宅の申請図書一式（インナーガレージを含む）

- 「**屋根**」の仕様を明示して下さい。特に“ポリカーボネート板等”とする場合は使用制限等を確認のうえ大臣認定番号を明記または大臣認定書を添付してください。
- 「**構造**」の仕様を明示して下さい。特に“アルミニウム合金造”とする場合は「平 14 建告第 410 号」等に適合することを示してください。
- 屋根・壁で囲われた自動車車庫（ガレージ（④を含む））の場合は、内装制限について明示して下さい。（法第 35 条の 2）

ポリカーボネート板屋根の使用制限、防火関係規定等の取り扱いについて教えてください。

■**小規模なカーポート（床面積 30 ㎡以下）・自転車置場** で次の(1)から(3)のすべてに該当するものは、自動車車庫ではなく「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」として取り扱う。

- (1)屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られていること。
- (2)側面が開放的であること。
- (3)燃料の貯蔵または給油の用に供しないこと。

【**屋根**】法第 22 条、法第 62 条の規定による屋根の構造は、ポリカーボネート板等（※1）又は難燃材料とすることができる。

（※1）ポリカーボネート板等：令第 109 条の 9 第一号又は令第 136 条の 2 の 2 第一号の性能を有する大臣認定品（UW、DW）

【**内装制限**】法第 35 条の 2、令第 128 条の 4 の規定による内装制限は受けない。

【**延焼のおそれのある部分の防火設備**】法第 61 条の規定による防火設備は設置を要さない。

■**中規模なカーポート（床面積 30 ㎡超え～150 ㎡未満）** で次の(1)から(4)のすべてに該当するものは、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途ではなく「自動車車庫」として取り扱う。

- (1)令第 136 条の 10 第三号（簡易な構造の建築物の基準）を満たすこと。
- (2)床面積が 150 ㎡未満であること。
- (3)高い開放性を有すること。（平 5 建告第 1437 号）
- (4)建築物の一部がカーポートの場合は、建築物のその他の部分と準耐火構造の壁又は令第 126 条の 2 第 2 項に規定する防火設備で区画されていること。

【**屋根**】法第 22 条、法第 62 条の規定による屋根の構造は、ポリカーボネート板等（※2）又は難燃材料とすることができる。（延焼のおそれのある部分はポリカーボネート板等（※2）とすることができない。）

(※2) ポリカーボネート板等：JIS K 6719 及び JIS K 6735 に適合するもの（厚さ 8mm 以下）

【内装制限】法第 35 条の 2、令第 128 条の 4 の規定による内装制限は、法第 84 条の 2 の規定による制限の緩和により適用されない。

【延焼のおそれのある部分の防火設備】法第 61 条の規定による防火設備の設置については、法第 84 条の 2 の規定による制限の緩和により適用されない。

ただし、隣地境界線等から 1 m 以下の部分については、令第 136 条の 10 第三号ロの規定による防火塀の設置が必要。

大臣認定品の例：ポリカーボネート系樹脂板-**DW** ガラス繊維強化ポリエステル樹脂板、FRP 板-**DR**
(認定書の使用制限等をご確認ください。)

防火地域または準防火地域における屋根：DR（不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途：DW）

法第 22 条区域における屋根：UR（不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途：UW）

【参考：建築物の防火避難規定の解説、（岡山市の場合）岡山市建築基準法取扱基準】

ポリカーボネート板等、屋根の使用制限等に係る床面積は、同一敷地内における建築物単体ごとの床面積ですか、建築物の床面積の合計ですか。

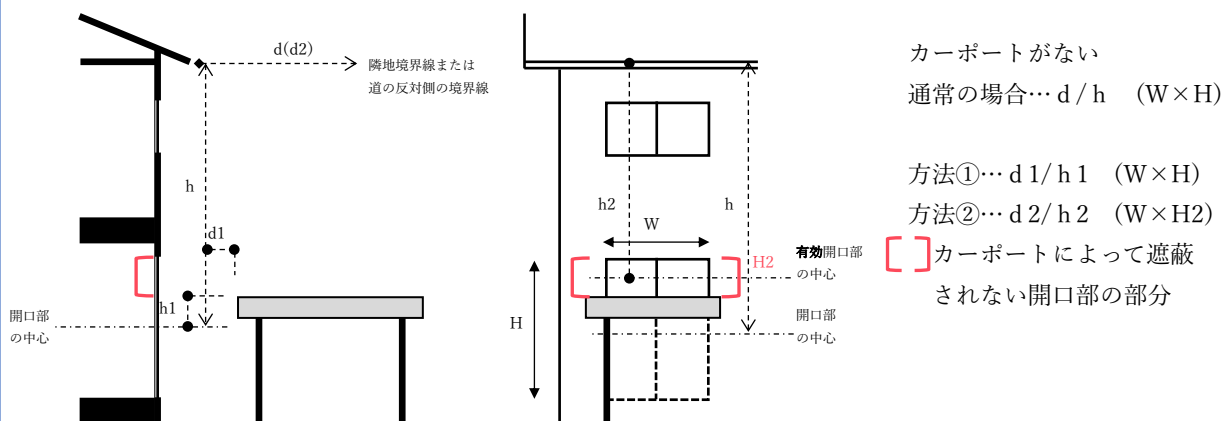
同一敷地内における建築物の床面積の合計です。

カーポートを建築する場合、住宅の居室の採光について考え方を教えてください。

（法第 28 条第 1 項、令第 19・20 条）

カーポートを考慮して住宅の居室の採光（採光関係比率）を検討する必要があります。

また、カーポートの屋根が透過性を有するものや、高い開放性を有する構造（平 5 建告第 1437 号）である場合でも、カーポートをないものとして採光を検討することはできません。



※なお、多くの場合この採光規定については確認審査の特例により建築確認において審査されません。建築後に法不適合が判明したとき、設計者の責任が問われる場合がありますのでご注意ください。

住宅の屋根の軒の出とカーポートの屋根が重なっていても問題ありませんか。

各特定行政庁の取扱いや屋根の重なり方などにより、1つの建築物となる場合があります。明確な基準は設けていませんが、有効に空いており（見上げて空が見える）重ならないようにして頂くことが望ましいです。

その他、自動車車庫の申請について留意することはありますか。

自動車車庫の床面積の合計が一定規模を超える場合には、建築条例の適用を受けます。

岡山県（岡山市、新見市を除く）：50㎡を超える場合「建築物等の制限に関する条例」第9条、第10条

岡山市：300㎡を超える場合「岡山市建築基準法施行条例」第6条

新見市：50㎡を超える場合「新見市建築基準法施行条例」第9条

3.確認申請書（車庫）の書き方

申請書第一面.第二面省略
-実際の申請は必要です。-

※①②③④：申請パターンを示す。

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 岡山県〇〇市〇〇区〇〇〇〇 ××番××

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)

□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域、宅地造成等工事規制区域

【6. 道 路】

【イ. 幅 員】 6.000m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 10.200m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (165.00㎡) () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (第一種住居地域) () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(200 %) () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(60 %) () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 165.00㎡

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備 考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

主たる建築物の用途

【9. 工事】

■新築 ■増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分)

【イ. 建築物全体】 (86.00㎡) () () () (86.00㎡)

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

(86.00㎡) () () () ()

【ハ. 建蔽率】 52.13 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外)

【イ. 建築物全体】 (148.50㎡) () () () (148.50㎡)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

【ハ. エレベーターの昇降路

②のみ該当:既存住宅の
延べ床面積を記入。
(①③④:該当なし→空欄)

【ニ. 共同住宅又は老人ホー

() () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 (18.50㎡) () () (18.50㎡)

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () () ()

①(08490)自動車車庫
②③④(08010)一戸建ての住宅

②のみ該当:既存住宅の
建築面積を記入。
(①③④:該当なし→空欄)

①(10.80㎡) () (10.80㎡)
②(10.80㎡) (75.20㎡) (86.00㎡)
③(86.00㎡) () (86.00㎡)
④(75.20㎡) () (75.20㎡)

※面積数値例: [車庫]10.80㎡・[住宅]75.20㎡
() (148.50㎡)

11-イ
①(18.50㎡) () (18.50㎡)
②(18.50㎡) (130.00㎡) (148.50㎡)
③(148.50㎡) () (148.50㎡)
④(148.50㎡) () (148.50㎡)

※面積数値例: [車庫]18.50㎡・[住宅]130.00㎡

①:11-㉔該当なし→すべて空欄

③④のみ該当:新築住宅の延べ床面積を記入。
※④は車庫部分(18.50㎡)を除く住宅部分の床面積
(①②:該当なし→空欄)

②のみ該当:既存住宅の延べ床面積を記入。
(①③④:該当なし→空欄)

11-㉔の算定
148.50×1/5=29.70㎡ ≧ 18.50㎡

①②:車庫の高さ、階数を記入。
③④:住宅の高さ、階数を記入。

主たる建築物の構造
①車庫の構造
②③④住宅の構造

【㉔. 蓄電池の設置部分】					
【㉕. 宅配ボックスの設置部分】					
【㉖. その他の部分】	()	()	()	()	
【㉗. 住宅の部分】	(130.00 ㎡)	()	()	(130.00 ㎡)	
【㉘. 老人ホーム等の部分】	()	()			
【㉙. 延べ面積】	130.00 ㎡				
【㉚. 容積率】	78.79 %				
【12. 建築物の数】		①	②	③	④
【㉛. 申請に係る建築物の数】	1	1	1	2	1
【㉜. 同一敷地内の他の建築物の数】	0	0	1	0	0
【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)	(他の建築物)			
【㉝. 最高の高さ】	(2.850 m)	()			
【㉞. 階数】	地上 (1)	()			
	(0)	()			
【㉟. 構造】	木造 一部				
【㊱. 建築法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有 ☒ 無				
【㊲. 高さ制限の特例の区分】	☐ 適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用				

【15. 工事着手予定年月日】	令和 8 年 9 月 1 日
【16. 工事完了予定年月日】	令和 8 年 1 2 月 2 5 日
【17. 特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()

18. その他必要な事項

【19. 備考】

①②:「1」
③:「2」(住宅「1」が別途必要)
④:※車庫単独の第四面は不要

(第四面)

建築物別概要

【1. 番 号】 1

【2. 用 途】 (区分 08490) 自動車車庫
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

①②③いずれも「新築」

☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【4. 構 造】 アルミニウム合金 造 一部 造

構造を記入

【5. 主要構造部】

- ☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
☐建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐準耐火構造
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
☒その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- ☐建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
☐建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
☐建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
☐建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
☐その他
☒建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- ☐耐火建築物
☐延焼防止建築物
☐準耐火建築物
☐準延焼防止建築物
☐その他
☒建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階 数】

【イ. 地階を除く階数】 1
【ロ. 地階の階数】 0
【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0

【9. 高 さ】

【イ. 最高の高さ】 2.850 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 2.625 m

【10. 建築設備の種類】 雨水、電気

該当設備を記入

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐有 ☒無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☐建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査

☐建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1)氏名

(2)資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】

☒有

☐無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 四 号

確認の特例

【ホ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】 ☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等認証番号】

【12. 床面積】	(申請部分	) (申請以外の部分	) (合計	)
【イ. 階別】 (1 階)	(18.50 m ²	) (	) (18.50 m ²	)
(階)	(	) (	) (	)
(階)	(	) (	) (	)
(階)	(	) (	) (	)
(階)	(	) (	) (	)
(階)	(	) (	) (	)
【ロ. 合計】	(18.50 m ²	) (	) (18.50 m ²	)

【13. 屋 根】 ポリカーボネート板 (DW-0000)

屋根の仕様(認定番号)を記入

【14. 外 壁】 —

【15. 軒 裏】 —

屋根・壁で囲われた自動車車庫
(ガレージ)の場合は該当

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

該当なし

【19. 備 考】

①②:「1」
③:「2」(住宅「1」が別途必要)
④:※車庫単独の第五面は不要

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番 号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

該当なし

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】

☐有

☒無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分

) (具体的な用途の名称

) (床面積

)

【イ.】 (08490

) (自動車車庫

) (18.50 m²

)

【ロ.】 (

) (

) (

)

【ハ.】 (

) (

) (

)

【ニ.】 (

) (

) (

)

【ホ.】 (

) (

) (

)

【ヘ.】 (

) (

) (

)

【8. その他必要な事項】

【9. 備 考】

①②:「1」
③:「2」(住宅「1」が別途必要)
④:※車庫単独の第六面は不要
(第六面)

建築物独立部分別概

【1. 番 号】	1
【2. 延べ面積】	18.50 m ²
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	2.850 m
【ロ. 最高の軒の高さ】	2.625 m
【ハ. 階数】	地上 (1) 地下 (0)
【ニ. 構造】	アルミニウム合金 造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
☐ 特定構造計算基準	
☐ 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
☐ 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	
☐ 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
☐ その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	
()	
【8. 備考】	

①② 記入不要
③ 記入必要